

空き家の  
有効活用を  
お考えの  
所有者の方へ

# 「空き家情報」を登録しませんか！

空き家の有効活用および定住促進のため、売却・賃貸が可能な「空き家情報」を所有者の方から募集しています。集めた情報は、町のホームページ(南越前町空き家情報バンク)に掲載して町内外の購入(賃借)希望者にお知らせしていきます。

## ◇空き家をお持ちの方◇

子どもたちが巣立ち、大きな自宅の雪下ろしなど管理が面倒で、マンションに住み替えた。残した空き家を有効活用できないか…？

空き家の所有者



### 登録できる物件

- 1 町内に所在する一戸建ての建物
- 2 人が居住できる建物
- 3 現在、誰も居住していない建物

## 《空き家情報バンク登録から契約まで》

### ①登録申込み

「登録申込書」「登録カード」を企画財政課へ提出し、申込みます。

### ②仲介をする宅地建物取引業者(宅建業者)の選定

所有者の方と入居希望の方との仲介を行う宅建業者の選定を福井県宅地建物取引業協会へ企画財政課から依頼します。  
※宅地建物取引業法による手数料が必要です。

### ③町のホームページに掲載

「物件の概要」などを町のホームページに掲載します。

### ④交渉・売買(賃貸)契約

宅建業者を仲介して入居希望の方と交渉・売買(賃貸)契約します。

## ◇空き家へ入居希望の方◇

### ①空き家情報の取得

町のホームページから「物件の概要」など空き家情報を取得します。

### ②宅建業者に連絡

希望物件があった場合、掲載されている宅建業者に連絡します。

### ③交渉・売買(賃貸)契約

宅建業者を仲介して所有者の方と交渉・売買(賃貸)契約します。

- ◆広い一戸建て住宅で、伸び伸び子育てをしたい。
- ◆広々したところでガーデニングをしたい。
- ◆一戸建ての家で暮らしたい。

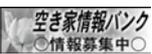


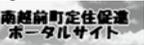
入居希望者

※空き家の確認や契約内容に関する交渉などは、仲介者の宅建業者を通じて行います。

※売買(賃貸)の契約は、内容などを十分に確かめ、自己の責任で判断してください。

※売買(賃貸)や入居後のトラブルが生じても町では責任を負いかねます。事前によく話し合いをしてください。

詳しくは町ホームページ トップページの  をクリック  してください。

また、定住・移住に関する情報などを発信するページを作成しました。  をクリック  してください。

■問合せ 企画財政課 ☎ 47-8013 <http://www.town.minamiechizen.fukui.jp/>